

○舟形町総合戦略推進会議設置要綱

平成 27 年 5 月 15 日

告示第 45 号

(設置)

第 1 条 本町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 1 条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定および推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、舟形町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に、会長 1 人および副会長 2 人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、まちづくり課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。